

2024年度事業報告書

第1 基本的な考え方

当協会における事業運営については、さらに公益社団法人にふさわしいものにすることを目指し、今年度においては、事業を事業計画に沿って的確に実施するとともに、公益目的事業の収支バランスの一層の適正化を図り、公益法人型事業運営への移行をさらに積極的に進めるよう努めた。

第2 運営上の基本方針

公益法人型事業運営においては、当協会の場合、6つの公益目的事業すべての適切な実施の確保が原則になるので、今年度においては、各公益目的事業について、相互間の均衡を保ちつつ、その達成に向け適切な方法によりの確に推進するよう努めた。

〔注1〕 ここにいう『6つの公益目的事業』とは、以下のとおりである。（平成23年9月9日付の公益認定の公示・別紙による。なお、各公益目的事業の末尾【 】内の表示は、当協会の事業運営の便宜のために付した略称である。）

- 〔1〕 J I S規格のない保護具等に係る型式認定及び型式認定合格マーク表示制度の運用により事業場等における良質で効果的な保護具等の活用を推進する事業【保護具等型式認定および推奨事業】
- 〔2〕 事業場等の労働安全衛生担当者等に対し保護具等の展示および体験機会の提供を行うことにより事業場等における適正な保護具等の普及とともに、その正しい使用方法等の定着を促進する事業【保護具等展示・体験機会提供事業】
- 〔3〕 保護具等の品質の確保等のためJ I S規格及びI S O規格を整備するとともに、それらの規格の普及を図るための事業【J I S・I S O安全衛生規格等整備事業】
- 〔4〕 技術進歩及び社会のニーズの変化に対応した保護具等の開発等を推進するとともに、開発された優良・快適保護具等の普及促進を図る事業【優良・快適保護具等開発推進・普及促進事業】
- 〔5〕 事業場等に対する適正な保護具等の活用の指導等を行うための指導基準の整備及び保護具アドバイザーの養成及び確保を推進する事業【保護具アドバイ

ガー養成・確保等事業】

- 〔6〕 当協会又はその会員会社が保護具アドバイザーを事業場、団体等に派遣して、その者に事業場等の労働安全衛生担当者等に保護具等の適正な活用についての指導、情報提供等を行わせる事業【アドバイスサービス事業】

そして〔1〕～〔4〕を「安全衛生保護具等開発普及支援事業」として一括りにし、また〔5〕～〔6〕を「安全衛生保護具等活用定着支援事業」として一括りにして、2つを大きな柱として公益目的事業を推進・展開していくこととする。

第3 公益目的事業

今年度においては、安全衛生保護具等開発普及支援事業としての4つの公益目的事業及び安全衛生保護具等活用定着支援事業としての2つの公益目的事業を、それぞれ次に掲げるところにより推進した。

1 安全衛生保護具等開発普及支援事業の効果的实施

（1）保護具等型式認定および推奨事業（公益目的事業その1）

ア プロテクティブスニーカー型式認定・推奨事業の適正な実施

JIS規格を充足していないが、作業靴として市場に広く流通している製品について、その品質および性能を担保して、良質かつ高機能でなおかつ安価な製品を推奨し普及させることが、事業場等における労働者の足部に係る労働災害の防止にとって極めて効果的であるという認識に立って、プロテクティブスニーカーについての型式認定及び推奨事業（以下「プロスニーカー型式認定・推奨事業」という。）を、今年度においても積極的かつ適正に推進した。

（ア）今年度の目標

- 〔1〕型式認定合格品であるプロテクティブスニーカー（以下「型式認定プロスニーカー」という。）の型式認定表示及び型式認定合格証明票（通称：型式認定タグ）（以下「証明票」という。）の取付けの普及促進
- 〔2〕当協会および日本プロテクティブスニーカー協会（以下「プロスニーカー協会」という。）の各ホームページにおける本事業に関する適切な掲載内容の充実
- 〔3〕市場に流通する型式認定プロスニーカーの足数並びにプロスニーカー協会会員及び非会員における型式認定プロスニーカー製造業者（以下「型式認定業者」という。）の数の一層の増大
- 〔4〕型式認定の申請に必要な公的機関による試験に合格できる製造業者を育成

するための情報提供および技術指導の推進

〔５〕 市場に流通する型式認定プロスニーカーの型式認定表示等、型式認定合格品としての条件具備を確認するための買取りによる抽出調査及びその事後措置の適切な実施

〔６〕 市場に流通する型式認定プロスニーカー以外の作業・保護靴（以下「非型式認定合格品」という。）についての、虚偽の表示その他の問題とともに、品質および性能の水準を把握等するための買取りによる抽出調査及びその事後措置の適切な実施

〔７〕 型式認定プロスニーカーの普及促進を図るためのホームページの整備・活用、リーフレットの作成・配布、業界誌等への広告掲載等の周知活動の積極的な実施

（イ） 型式認定の実施

当協会の「プロテクティブスニーカー規格（ＪＳＡＡ１００１）」（以下「プロスニーカー規格」という。）に適合するプロスニーカーについて、その製造・販売業者からの型式認定の申請を受け、２０２１年７月３０日制定の型式認定業務要領に従ってプロスニーカー規格及びこの規格に基づき制定した当協会の型式認定基準による可否の判定を適正に行った。

２０２４年度においては、新規申請は４６件、変更（品番及び／又は付加的性能の追及び／又は削除）申請は４６件、更新申請２１件の合計１１３件で昨年より１６件の減少となった。

（ウ） 型式認定表示

型式認定業者に対して、当協会が制定・公表している型式認定表示を型式認定プロスニーカーの包装及び製品に行っているかを確認するとともに、型式認定表示に関する指導を行った。

（エ） 証明票の取付け

型式認定プロスニーカーを購入しようとする者が容易に選別することができるようにするため、型式認定業者に対し、当協会が有料頒布する証明票を型式認定プロスニーカーの外側に取り付けているかを確認するとともに、証明票の取付けに関する指導を行った。

２０２４年度の型式認定合格タグの出荷枚数は、前年度比９９６，０００枚増の５，８６０，０００枚となった。

（オ） 型式認定プロスニーカーの普及促進

ａ 買取り抽出調査の適切な実施

型式認定業務要領に従って、市場に流通している型式認定プロスニーカーについては、上記の（ウ）の型式認定表示及び（エ）の証明票の取付けその他型式認定合格品としての条件具備を把握し、また虚偽の表示の有無その他の問題及び品質等の水準を把握等するため、プロスニーカー協会との協力のもとに、買取りによる抽出調査の適切な実施に努めた。

2024年度は、前年同様に会員企業、試験機関に協力いただき、ネットショッピングによる購入を行った。

b 事後措置の適切な実施

上記の a の買取り抽出調査の実施結果を踏まえ、不適合品を流通させた事業者に対して、当該製品の出荷・販売停止、回収、業務改善報告書の提出等の要請を行うとともに、証明票の供給停止、業務改善指導、2度目の買取り抽出試験の実施、再審査、認定取消等の措置を行うなど、厳正に対処した。

また、それ以外の事業者に対しては、不適合品の流通を未然に防止するための指導、情報提供等を行った。

c 普及促進活動の実施

型式認定プロスニーカーの普及を図るため、本型式認定・推奨制度についての広報の実施、関係の製造・販売業者に対する情報提供及び技術指導の実施、ホームページの整備・活用、パンフレットの配布等の周知活動の積極的な実施に努めた。

（カ） 業務委託による実施

a 上記の（オ）に係る業務のうち、普及促進活動の実施、買取りによる抽出調査等の業務については、その一部又は全部をプロスニーカー協会に委託して実施した。

b 上記の a で委託した業務の適切な実施を確保するため、プロスニーカー協会に対する指導と協力に努めた。

（キ） 型式認定・推奨事業の適正な実施の確保

プロスニーカー協会との協力のもとに専門家の参画を得て、「型式認定・推奨事業適正化委員会設置要綱」（2010年12月16日会長決裁）に基づき、当協会に設置した「プロスニーカー型式認定・推奨事業適正化委員会」の運営により、型式認定・推奨事業の推進状況についてのチェック、指導等を受け、これらの結果に基づき、当協会において必要な改善等に努めた。

2025年4月1日に改正施行される「プロテクティブスニーカーに係る型式認定業務要領」及び「プロテクティブスニーカー規格」の改正作業を行った。なお、今回の改正により、型式認定品の品名、型式認定取得者、有効期限等について、協会ホームページにおいて公開することとなった。

イ 一般利用者向け高視認性安全服に係る型式認定・推奨事業の推進

2015年10月に発行されたJIST8127「高視認性安全服」に規定されている性能要求は、高リスクレベルの環境（高速道路、一般道路、駐車場などの作業環境）の作業者が着用する高視認性安全服が対象であり、中低リスクレベルの環境の一般利用者（一般歩行者、一般作業員、児童、高齢者、ジョガー、二輪車・自動二輪車乗車者等）については対象としていないが、現状においては中低リスクレベルの環境の一般利用者が交通事故等の災害に遭うケースが数多く発生している。

このため、中低リスクレベルの環境の一般利用者を対象として2017年11月に制定した「一般利用者向け高視認性安全服規格（JSA A2001）」に係る型式認定・推奨事業の積極的かつ適正な推進を図った。

（ア）今年度の目標

- 〔1〕 型式認定合格品である一般利用者向け高視認性安全服（以下「型式認定合格品」という。）の型式認定表示（以下「認定表示」という。）の表示及び型式認定合格証明票（型式認定品タグ）（以下「証明票」という。）の取付けの普及促進
- 〔2〕 当協会、（一社）日本防護服協議会及び（公財）日本ユニフォームセンターの3団体の各ホームページにおける本事業に関する適切な掲載内容の充実
- 〔3〕 型式認定の申請に必要な公的機関による試験に合格できる製造業者を育成するための情報提供および技術指導の推進
- 〔4〕 型式認定合格品の普及促進を図るためのホームページの整備・活用、リーフレット等資料の作成・配布、業界誌等への広告掲載、キャンペーンの展開その他周知活動の積極的な実施

（イ）型式認定の実施

当協会の一般利用者向け高視認性安全服規格に適合する高視認性安全服について、その製造・販売業者からの型式認定の申請を受け、2017年11月1日制定の型式認定・推奨事業運用規程にしたがって一般利用者向け高視認性安全服規格及び型式認定基準による可否の判定を行っている。

型式認定については2024年度末現在、これまでの合計でレベルBの認定が6件となっている。

(ウ) 型式認定の表示

当協会が制定・公表している型式認定表示を製品ごとに表示するよう型式認定業者に対して指導・勧奨するとともに、事業場等に対してこの表示のある型式認定合格品の購入・使用についての助言等を行った。

(エ) 証明票の取付け

一般利用者向け高視認性安全服を購入しようとする者が型式認定合格品を容易に確認できるよう、当協会が有料頒布する証明票を型式認定合格品に取り付けることを型式認定業者に対して指導した。

型式認定合格タグの出荷枚数は、2024年度末現在、これまでの合計でレベルBのタグが48,600枚となっている。

(オ) 型式認定合格品の普及促進

型式認定合格品を一般社会に普及させるため、本型式認定・推奨制度についての周知活動の積極的な実施に努めた。

(カ) 型式認定・推奨事業の適正な実施の確保

(一社)日本防護服協議会、(公財)日本ユニフォームセンター等との協力のもとに専門家の参画を得て、「一般利用者向け高視認性安全服に係る型式認定・推奨事業運用委員会設置要綱」(2017年11月1日制定)に基づき、当協会に設置した「一般利用者向け高視認性安全服に係る型式認定・推奨事業運用委員会」の運営により、必要な改善等に努めることとしている。

(2) 保護具等展示・体験機会提供事業(公益目的事業その2)

ア 保護具等展示・体験機会提供の実施

(ア) セメント協会主催の「第73回セメント安全衛生大会」における展示

今年も6月6・7日に東京証券会館ホールで開催された。

今回の展示は、セメント業界で取り組まれている化学物質対策に関する保護具「電動ファン付呼吸用保護具、取替式防塵マスク、使い捨て防塵マスク」「保護めがね・ゴーグル」「化学防護服・関連商品」「各種化学防護手袋」に加え、これまでの「フルハーネス型墜落制止用器具・墜落防止器」「熱中症予防対策品各種」「安全標識・熱中症予防対策標識」「酸欠・中毒・爆発防止用産業用ガス検知警報器」「各種聴覚保護具」及び「フィットテストマニュアル」、「保護具着用管理責任者教育テキスト」を展示しPRに努めた。

(イ) 神奈川県産業資源循環協会の「安全衛生大会」における展示

今年は保護具等の展示は中止となった。

(ウ) 「令和6年度子ども霞ヶ関見学デー」における展示

今年は8月7・8日に開催され、当協会は5年ぶりの参加となった。各工業

会の協力のもと来場者に保護具等を手に取って装着してもらい、その効果を体感してもらう下記の展示を実施した。

- 〔１〕 フルハーネス型安全帯の装着及び吊下がり体験
- 〔２〕 呼吸用保護具各種の装着体験及びフィットチェッカーを用いたフィット体験
- 〔３〕 化学防護服及びファン付き作業服の装着体験
- 〔４〕 クールベスト(気化熱式、エアライン式)の装着体験
- 〔５〕 手袋の衝撃緩和体験及び耐切創手袋・化学防護手袋の装着体験
- 〔６〕 高視認性安全服の装着及び反射材の反射体験
- 〔７〕 各種熱中症対策品の装着体験
- 〔８〕 作業用手袋、反射材、熱中症対策用品・タブレット、等のサンプル提供

(エ) 「緑十字展２０２４ in 広島」における保護具体験道場への協賛

「～働く人の安心づくりフェア～」のスローガンの下、ポートメッセなごやにて２０２４年１１月１３日～１５日の期間で緑十字展が開催された。来場者は前回は上回る２５，５２６人であった。当協会は、日本労働災害防止推進会が主催する「保護具体験道場」に協賛した。

(オ) 「産業保健フォーラム ２０２４」への協力

東京労働局の主催で、『今こそ知ってほしい化学物質の新ルール～産業保健スタッフは何をすべきか～』をメインテーマとして１０月９日に「ティアラこうとう」で開催された。

今回は東京労働局の要望を受けて化学物質対策用保護具を主に展示することとし、呼吸用保護具（防じん、防毒、PAPR）、保護めがね、防護服、防護手袋、化学物質関連標識、J S A A 認定プロテクティブスニーカー、聴力保護具（耳栓チェッカー、耳栓、イヤーマフ等）、フルハーネス型墜落制止用器具、保護具着用管理責任者教育テキスト等を展示した。

今年の講演・事例発表のすべてが化学物質に関連した内容であり、また４月に施行された保護具着用管理責任者への関心も高く、昨年３倍近い来場者があった。

(カ) 危機管理産業展（R I S C O N T O K Y O）２０２４における展示

今年も10月9日～11日の3日間、東京ビッグサイトで開催された。

展示テーマは、2024年4月に施行された「保護具着用管理責任者について」として、化学物質取扱時に使用する「呼吸用保護具」「保護めがね」「化学用防護服」「化学用防護手袋」及び「化学物質関連標識」と当協会が出版する「保護具着用管理責任者教育マニュアル」を展示紹介した。

また、危機管理セミナーでは、「保護具着用管理責任者について」と題した講演を行った。加えて保護具を正しく装着していただくことを目的に、今年は実演コーナーでデモを実施した。

今年4月の施行後、化学物質取扱について関心が高まっており、当協会ブースには3日間で約300名近くの来場者があり、化学物質取扱時の保護具の選定・着用や着用管理責任者について理解を得る機会となった。

イ 保護具等の日常的展示拠点の確保

平成24年4月から、産業医科大学産業生態科学研究所の協力により設置している「保護具等常設展示場」は、同大学が主催する各種講習会や学生の教育用教材として活用され、大変好評を得ているところである。

今年度は10月22日に工業会・研究会・協議会協力を得て展示品の入替えとメンテナンスを実施した。

(3) J I S・I S O安全衛生規格等整備普及事業（公益目的事業その3）

ア 基本方針

本事業については、他の5つの公益目的事業との調和的な実施に十分留意しつつ、「J I S・I S O安全衛生規格等整備普及事業の適正な実施に関する規程」（以下「J I S・I S O事業規程」という。）（平成25年3月15日理事会議決・会長決裁）に基づく適切な実施に努めた。

イ 計画的な推進

今年度においては、次に掲げる事項に力点を置きつつ、J I S・I S O事業規程に基づいて、計画的に実施した。

(ア) 重点及び優先事項の設定

〔1〕 当協会が保護具アドバイザーの活動により正しい使用方法等について事業場に指導等を行っている保護具等に関するJ I S及びI S O規格の整備・普及の促進

〔2〕 上記の〔1〕の保護具等以外のもので事業場等における労働災害防止対策の充実・促進の面から必要とされる保護具等に関するJ I S及びI S O規格の整備・普及の促進

(イ) 現行 J I S 見直しへの対応

前年度に実施した見直しの結果に基づき（一財）日本規格協会（以下「規格協会」という。）に提出した意見（改正等）に伴う対応および今年度に行う見直しは、それらによる業務負担増に十分留意して行うこととした。

ウ I S O 安全衛生規格の整備及び普及

(ア) I S O 規格関係受託事業の実施

a 受託事業「I S O / T C 8 5 / S C 2（放射線防護）分野における国際標準化」の実施

「令和 6 年度国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業（戦略的国際標準化加速事業：政府戦略分野に係る国際標準開発活動）（テーマ名：原子力・放射線安全利用のための放射線モニタリング等に関する国際標準化）」について、（株）三菱総合研究所から 3 年計画の 2 年目の事業として受託した事業を推進した。

今年度においては、6 月 2 0 日に I S O / T C 8 5 / S C 2 / W G 1 7 国際会議がウェブで開催された。また、1 0 月 1 4 日～1 7 日に I S O / T C 8 5 / S C 2 国際会議が中国／杭州にてハイブリッドで開催され、1 名を会議に派遣した。

国内では、1 1 月 8 日に第 2 回国内審議委員会が開催され、1 月 2 7 日に W G 運営会議が開催された。

プロジェクトの内、「ラドンの校正施設、測定機器製造会社、測定サービス提供会社の品質保証・品質管理に関する国際標準化」については、校正施設、測定機器製造会社、測定サービス提供会社についてそれぞれの規格を作る方が良いという意見により、3 件の規格を作ることになったため、計画の遅れが生じた。その他の 3 件のプロジェクトは、すべて計画通りに進捗した。

b 受託事業「I S O / T C 1 4 5 / S C 2（安全標識）分野における国際標準化」の実施

「令和 4 年度産業標準化推進事業委託費（戦略的国際標準化加速事業：産業基盤分野に係る国際標準開発活動）の図記号に関する国際標準化」について、（一財）日本規格協会から受託した事業（3 年間の最終年度）を推進した。

今年度は 8 件の投票案件（C I B 投票 5 件、D I S 投票 2 件、F D I S 1 件）への対応と、オランダのデルフトでの国際会議（T C 1 4 5 / S C 2 第 2 8 回会議、T C 1 4 5 / S C 2 / W G 1 第 4 9 回会議）へ現地参加した。この国際会議において、今年度の事業目標の一つである「I S O 2 2 5 7 8 と I S O 2 2 5 7 8 - 2 の統合提案を行い承認された。これにより、国内委員会にて統合にあたっての修正項目を審議し、7 つの変更項目と技術的な部分の変更は行わないという条件で W G 7 にコメント募集した。その後、W G 7 からのコメントに対する対応と修正を施した統合案を再度 W G 7 に回付し

たのち、ISO中央事務局へDIS登録した。DIS投票は2025年3月～5月頃に行われ、2025年中に発行される見通しとなっている。

投票案件の主なものとして、ISO7010新規提案図記号「No emergency exit」、ISO7010定期見直しの承認、ISO7010消防設備に関する新規提案図記号、ISO7010「ベビーカー禁止」新規提案図記号、ISO7010:2019 DAM143～159 9点のDIS投票、ISO7010:2019 Reference日本語対訳の登録作業があった。

ISO7010:2019 Reference日本語対訳の登録に関しては、ISO7010の“Referent”の各言語による対応訳語は各国MBから提供されているが、日本語訳はこれまで日本から提供されていなかったことから、この機会に国内委員会内にWGを組織して適切な用語を検討したのち、その分野の関係団体などに照会したうえで登録案を提出した。

c 受託事業「災害種別避難誘導標識システムに関するJIS開発」の実施

JIS Z 9098（災害種別避難誘導標識システム）が2016年に制定され、また、その国際版として、ISO 22578（グラフィカルシンボル—安全色と安全標識—自然災害安全方法ガイダンスシステム）を2017年に日本から提案し、2022年2月に発行された。この国際提案の過程において規定内容に一部修正を加えた経緯を踏まえ、改めてJIS Z 9098とISO 22578との整合性を確認するため、2022年度～2024年度の「戦略的国際標準化加速事業」である「災害種別避難誘導標識システムに関するJIS開発」を（一財）日本規格協会を通じて、2022年度に受託した。

本年度は事業期間3年間のうちの3年目にあたり、昨年度に審議した改正方針の全体像やISO 22578との整合性に照らしながら具体的な改正素案の作成作業を進めた。その過程において、自然災害に関する新たな図記号をJIS Z 8210（案内用図記号）へ提案するための審議と理解度試験の実施が急務となり、開発すべき図記号の最終的な要否検討、候補デザイン案の設計や理解度試験内容の作成を含めて、数多くの意見調整と作業を要したが、候補デザイン案を決定し、理解度試験を実施することができた。JIS Z 9098（災害種別避難誘導標識システム）の改正の大きな方針は、JIS Z 9097（津波避難誘導標識システム）の内容を両者の統合を前提として取り入れること、災害種別ごとに附属書として独立していた重複箇所を統合し、本文規定に組み込むことによって、より簡潔で分かりやすく、他の災害種別にも応用が可能な構成を図ること、ISO 22578で新たに検討された表現や図版、用語の定義を取り入れることなどが決定された。

（イ）国内審議委員会等の適正な運営

国内関係者の意見調整等を適切に行うため、日本工業標準調査会から承認を

得たISO国内審議団体である当協会に設けているISO/TC94（個人安全一人用保護具）国内審議委員会、ISO/TC94各SC・WG国内審議分科委員会、ISO/TC145/SC2（安全標識）国内審議分科委員会、ISO/TC85/SC2（放射線防護）国内審議分科委員会等の適正な運営に努めた。

（ウ）国際標準化の推進

当協会において、ISO/TC94（個人安全一人用保護具）等の国内審議団体としての活動を行うとともに、その一環として、次のことにも努めた。

a ISO安全衛生規格の適切な整備に対する協力

ISO/TC94（個人安全一人用保護具）、ISO/TC145/SC2（安全標識）及びISO/TC85/SC2（放射線防護）の活動との連携を図ることにより、ISO安全衛生規格の適切な整備に協力すること。

エ JISの整備及び普及

（ア）JIS関係共同事業の実施

経済産業省所管のJISの整備に係る規格協会との共同事業として、次に掲げる規格等の改正又は原案作成のための検討、作業等を適正かつ効果的に実施した。

- 〔1〕（改正）JIS A 5759「建築用窓ガラスフィルム」
- 〔2〕（改正）JIS T 8008「防護手袋－ 一般要求事項及び試験方法」
- 〔3〕（改正）JIS T 8034「化学防護服－防護服材料の液状農薬に対する耐浸透性（反発性、吸収性及び浸透性）の測定方法」
- 〔4〕（改正）JIS T 8035「化学防護服－低蒸気圧化学物質に対する防護服材料の累積透過量の試験方法」
- 〔5〕（改正）JIS T 8052 防護服－機械的特性－鋭利物に対する切創抵抗試験方法
- 〔6〕（改正）JIS T 8106「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」
- 〔7〕（制定）JIS T 8119 機械的リスクに対する防護手袋
- 〔8〕（改正）JIS T 8125－5 手持ちチェーンソー使用者のための防護服
：脚半

〔9〕（改正）J I S T 8 1 2 5－6 手持ちチェーンソー使用者のための防護服
：上半身防護服

〔10〕（改正）J I S T 8 1 2 6 「液状農薬散布者が使用する防護服の性能要求事項」

〔11〕（改正）J I S T 8 1 3 3 「乗車用ヘルメット」

〔12〕（改正）J I S T 8 1 3 4 「自転車用ヘルメット」

〔13〕（改正）J I S T 8 1 4 1 「遮光用保護具」

〔14〕（改正）J I S T 8 1 4 7 「保護めがね」

〔15〕（改正）J I S T 8 1 5 4 「有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具」

〔16〕（改正）J I S T 8 1 5 7 「電動ファン付き呼吸用保護具」

〔17〕（改正）J I S T 8 1 6 5 「墜落制止用器具」

オ J I S の I S O 規格への整合化

上記のウ及びエに係る事業の一環として適切な対応に努めた。

カ 保護具等の品質及び性能の確保

（ア）「J I S のある保護具等」関係

当協会において、保護具等の製造又は販売業者に対し、その製造する保護具等の J I S への適合について、関係の保護具等工業会等を通じて必要な指導、支援を行った。

（イ）「J I S のない保護具等」関係

プロスニーカー規格については、2021年7月30日付けで2021年版を発行したので、改正後の規格に基づき、プロスニーカー協会と連携を図りながら、型式認定・推奨事業の更なる普及・定着に努めた。

また、一般利用者向け高視認性安全服規格（J S A A 2 0 0 1）を2017年11月1日付けで新たに制定し、一般利用者向け高視認性安全服の型式認定・推奨事業を発足したので、その普及・定着に努めた。

（4）優良・快適保護具等開発推進・普及促進事業（公益目的事業その4）

ア 優良・快適保護具等の開発推進

保護具等の製造・販売業者（以下「関係業者」という。）における技術進歩を

踏まえ、かつ事業場の現場ニーズに応えた保護具等の質的向上、使用方法の改善、その他の向上を促進するために必要な調査研究を行い、その成果を活用して関係業者に対する支援を行うこととしている。

特に、海外先進諸国における多様化する労働環境下での最新の安全衛生保護具及び保安用品の普及、開発状況の調査は、今後の我が国における保護具等の質的向上、使用方法の改善等において、極めて重要なものとなっている。このため、海外における最新の安全衛生保護具及び保安用品の普及、開発状況の調査実施について検討を開始し、2025年度は11月にドイツ・デュッセルドルフ市で開催される「A+A（国際労働安全衛生展）」へ調査団を派遣することとした。

イ 優良・快適保護具等の普及促進

（ア）フルハーネス型墜落制止用器具の普及促進のための総合的な活動の推進

2022年1月2日から完全施行となったため、パンフレット「墜落制止用器具の選定と正しい使い方」の活用等により、「フルハーネス型墜落制止用器具」の更なる普及促進に努めているところである。

今年度においては、次のことを重点とし取り進めた。

a 安全大会等におけるフルハーネス型墜落制止用器具の展示説明の実施

今年は、セメント協会安全大会、こども霞が関見学デー、建災防全国大会展示会及び緑十字展に加え、主職5団体年末年始安全大会において展示説明を実施した。神奈川県産業資源循環協会の安全大会においては、保護具等の展示は中止となった。

b フルハーネス型墜落制止用器具に関する講習会、説明会等の実施

事業場におけるフルハーネス型墜落制止用器具の普及促進のため、アドバンスサービス事業の活用等により、中央労働災害防止協会や全国登録教習機関協会等が実施する特別教育インストラクター養成講習に講師を派遣するとともに、日本安全帯研究会と連携を図り、講習会・説明会等の実施に努めた。

c 厚生労働省「墜落制止用器具の買取り試験事業」評価委員会への協力

今年も同事業を受託した産業安全技術協会が実施した試験結果についての評価委員会へ、厚生労働省の参画依頼を受け、日本安全帯研究会と調整のうえ3名の委員を選出し協力した。

d パンフレット「墜落制止用器具の選定と正しい使い方」の改訂

同パンフレットは改正された「墜落制止用器具の規格」の認知・普及には大きな効果があったが、フルハーネス型の普及が滞っている現状を打破するため、原則フルハーネス型を選択するよう「墜落制止用器具の選定と正しい使い方」を全面見直している。

(イ) J I S T 8 1 2 7 「高視認性安全服」普及促進事業

2015年10月に制定されたJ I S T 8 1 2 7 「高視認性安全服」の普及を図ることを目的として、「高視認性安全服普及委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、普及促進方法等の検討を行っている。

5月17日開催の第21回委員会においては、ワーキングとサービス分野での引き合い増加、空調服やハーネス対応作業服に高視認性を付加させる要求があるなど一部に普及の兆しと見られる報告があったものの、全般には低調な状況だったので、引き続き、当委員会で普及促進方法等の検討を行っていくことを確認した。

(ウ) 「一般利用者向け高視認性安全服規格」の国際標準化及び普及促進

2019年6月26日開催の第1回「一般利用者向け高視認性安全服規格（素案）作成委員会」において、作業原案（WD）について審議し、投票にかけることに決定した後、当該作業原案（WD）を2019年6月28日にスイスのISOの事務局へ提出した。

その後、ISO/CD 23762「防護服－中リスクレベル用視認性衣服－試験方法及び性能要求事項」の日本提案は、ISO規格とEN規格のピクトグラムが異なるため、一度廃案となり、EN規格に合わせたISO規格が再審議中である。今後、承認された場合でも、再提案するために、あと1～2年は必要となると思われる。

このような状況ではあるが、並行して、ユーザーの声を反映させた製品づくりにより採用事例を増加させ、ISO原案審議において、日本の立場での規格提案に向けて、引き続き情報共有と普及促進に取り組むことを確認した。

(エ) J I S Z 9 0 9 7 「津波避難誘導標識システム」及びJ I S Z 9 0 9 8 「災害別避難誘導標識システム」の普及活動

（一社）日本標識工業会と連携を図り、J I S Z 9 0 9 7 及びJ I S Z 9 0 9 8 を広く普及させるため、普及用パンフレットを作成し、各種イベント、展示会等において普及活動を行っているなか、経済産業省「令和4年度産業標準化推進事業委託費 戦略的国際標準化加速事業：産業基盤分野に係る国際標準開発活動 図記号に関するJ I S 開発（J I S Z 9 0 9 8 の改正）」に関し、（一財）日本規格協会からの委託事業を受託し、3年間の改正作業を経て、今年度2月末日にJ I S Z 9 0 9 7 との統合を含んだJ I S Z 9 0 9 8 改正原案の提出を終えた。現在、公示に向けての検証が行われているため、今年度8月にJ I S Z 9 0 9 8 改正原案作成委員会を設置し、原案改正及びJ I S 9 0 9 7 との統合を進めているため、現行規格の普及活動を休止している。

(オ) 保護具着用管理責任者教育の推進

a 「事業推進委員会 保護具着用管理責任者教育部会」における活動

当協会において、「保護具着用管理責任者」に対する教育の推進を図るこ

とし、２０２１年度から事業推進委員会の下に「保護具着用管理責任者教育部会」を設置した。同部会において、教育カリキュラム、テキスト等の原案作成作業を行い、これを踏まえて、呼吸用保護具と保護手袋・防護服・保護めがねとに分けて、「呼吸用保護具選択・使用・保守管理基準等検討委員会」及び「保護手袋・防護服・保護めがね選択・使用・保守管理基準等検討委員会」において検討が行われ、テキストについては「保護具着用管理責任者教育テキスト」として、２０２３年５月２６日に初版を発行し、２０２４年８月３０日に第２版を発行した。

b 「呼吸用保護具選択・使用・保守管理基準等検討委員会」における活動

厚生労働省から当協会に対して、改正ＪＩＳ Ｔ ８１５０「呼吸用保護具選択、使用及び保守管理方法」が公示されたことを踏まえ、新たな専門的知見等に基づき、「防じんマスクの選択、使用等について」（平成１７年２月７日付け基発第０２０７００６号）、「防毒マスクの選択、使用等について」（平成１７年２月７日付け基発第０２０７００７号）にある呼吸用保護具選択、使用、保守管理に当たって留意すべき事項の見直し案のとりまとめの協力依頼があった。

このため、２０２１年１１月２９日に事業場等における適正な保護具の選択・正しい使用方法・保守管理の定着を図るための「呼吸用保護具選択・使用・保守管理基準」の検討、並びに呼吸用保護具に関する保護具着用管理責任者教育カリキュラム（案）、テキスト（案）等に対する意見等を行う「呼吸用保護具選択・使用・保守管理基準等検討委員会」を設置し、作業を開始した。

通達の改正案については、２０２２年５月に厚生労働省に対して提出された。また、呼吸用保護具に関する保護具着用管理責任者教育のテキスト（案）に対する意見については、保護具着用管理責任者教育部会に提出され、同教育部会において取りまとめられた。

c 「保護手袋・防護服・保護めがね選択・使用・保守管理基準等検討委員会」における活動

保護具着用管理責任者教育のテキストを作成するにあたり、その対象となる保護手袋・防護服・保護めがねについて、学識経験者、ユーザー団体、労働災害防止関係団体、行政等の意見を反映させるため、委員会を設置し検討を行った。それらの意見については、保護具着用管理責任者教育部会に提出され、同教育部会において取りまとめられた。

2 安全衛生保護具等活用定着支援事業の着実な推進

(1) 保護具アドバイザー養成・確保等事業（公益目的事業その５）

ア 今年度の目標

〔１〕保護具アドバイザーの総数１，３５０名の達成

講習会は5回開催され57名が受講・登録したことにより、合計1,239名（インストラクター登録者102名（専任インストラクターを含む。））となり、新制度での保護具アドバイザーは、計893名となった。

- 〔2〕 保護具アドバイザー移行講習修了者（旧保護具シニア・アドバイザーの資格を有する者を含む。）の総数800名の達成

講習会は9回開催され34名が受講したことで合計665名（インストラクターおよび専任インストラクター含む。）となった。

- 〔3〕 保護具アドバイザーに対する情報提供について

受講者に対して最新の法令・通達の趣旨等を提供してアドバイザー能力の向上に寄与するように努めるとともに、各講師に対して、随時、講習資料の見直し、最新情報の盛り込みなどを要請しているところである。

- 〔4〕 保護具インストラクター養成研修の実施

派遣を依頼できる保護具インストラクターが退職、人事異動等により減少している現状を踏まえ、新たな保護具インストラクターを養成するため、2024年2月5日～2月9日に保護具インストラクター養成研修を実施し18名を養成した。

イ 保護具アドバイザー養成講習等の適切な実施

事業場等に対する適正な保護具等の活用の基本に係る指導等に当たる適格者を確保するため、「通常作業保護具活用ガイドライン」、「保護具法令ガイド」、各種テキスト等を活用し、指導基準に沿って保護具アドバイザー養成・確保等事業の適切な実施に努めた。

（ア） 保護具アドバイザー養成講習関係

a 保護具アドバイザー養成講習等の実施

今年度においては、保護具アドバイザーの1,350名達成、かつ、保護具アドバイザー移行講習終了者（旧制度で保護具シニア・アドバイザーの資格を有した者を含む。）の総数800名の達成を目指して、保護具アドバイザー養成講習を5回（東京3回、大阪1回、福岡1回）、保護具アドバイザー移行講習を9回（東京6回、大阪2回、福岡1回）開催した。

b 保護具アドバイザー移行講習の受講勧奨

事業場支援の充実の面から旧保護具アドバイザーから新保護具アドバイザーへの移行を可能な限り促進することが望まれるから、今年度も、これまでに引き続き、保護具アドバイザー移行講習の受講の積極的な勧奨に努めた。

c 未受講者に対する受講促進

厚生労働省労働基準局長から当協会に対して、令和5年3月30日付け基発0330第8号「第10次粉じん障害防止総合対策の推進について」により、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進に関して、当協会が養成を行っている保護具アドバイザーが事業場からの相談を受けるよう依頼があったため、事業場からの相談に素早く的確に対応できるよう、なお一層、未受講者に対する保護具アドバイザー養成講習の受講促進に努め、保護具アドバイザーの積極的な増員を図った。

(イ) 保護具インストラクター等に対する能力向上教育の実施

a 保護具インストラクター関係

保護具インストラクター（保護具アドバイザーのうちインストラクターの資格を持つ者）に対する能力向上教育については、今期は開催を見送った。

b 保護具アドバイザー関係

保護具アドバイザーに対する能力向上教育は、受講者におけるその内容の効果的かつ効率的な習得の確保のため、保護具アドバイザー移行講習と併せて実施した。

(ウ) 専任保護具インストラクターの養成

専任保護具インストラクターについては、これまで、2019年3月に「保護具インストラクター（墜落制止用器具専任）」、2022年3月に「保護具インストラクター（マスクフィットテスト専任）」、2023年6月に「（保護具着用管理責任者教育専任）」の3つの専任保護具インストラクターを設置して、活動を行っているところである。このため3種類の専任の保護具インストラクター養成講習の「実施要領」を策定するとともに、3種類の専任の保護具インストラクター全体の運用に対応する「専任保護具インストラクターに関する運用規則」を策定し、運用している。

ウ 保護具アドバイザーの登録

(ア) 「新規登録」関係

保護具アドバイザー及び保護具アドバイザー移行講習修了者については、それぞれ上記イの今年度の目標を踏まえ、できるだけ速やかに、新保護具アドバイザーとしての登録が行われるよう、当協会への登録を積極的に各該当者に勧奨した。

(イ) 「登録の更新」関係

a 登録更新の勧奨

昨年度に引き続き保護具アドバイザーである者であって登録期間が満了するものについて、保護具アドバイザーとしての登録の更新を勧奨した。

b 登録証の交付

登録期限を迎えた保護具アドバイザーである者からその更新の手続きがあったときは、適切に事務処理を行い、更新に係る登録証を交付した。

c 旧保護具シニア・アドバイザーに対する登録有効期間の周知

旧保護具シニア・アドバイザーの場合も、その登録の有効期間が3年であることの周知等に努めた。

(ウ) 「非会員に所属する有資格者に係る登録」関係

当協会の非会員に所属する保護具アドバイザー養成講習修了者（有資格者）から保護具アドバイザーとしての登録申請があった場合には、2012年1月23日策定の『当協会の非会員に所属する保護具アドバイザー養成講習修了者に係る登録条件』についてその申請者側に説明の上、先方がこれに同意し、かつ所定の様式による同意書を提出した場合は、適正な事務処理を行い、登録を認めるべき者に登録証を交付した。

(2) アドバイスサービス事業（公益目的事業その6）

ア 今年度の目標とその達成度

[1] 当協会による保護具アドバイザー派遣サービスの実績5件の達成に努めた。

今年度、派遣サービスの実施件数は0件で、目標達成率は0%に留まった。その理由としては、依頼内容がインストラクター派遣該当する依頼が多く、インストラクター派遣が多くなっているためである。

[2] 保護具インストラクター派遣サービスの実績80件の達成に努めた。

今年度、インストラクター派遣サービスの実施件数は80件で、目標達成率は100%となった。

[3] 会員による保護具アドバイザー派遣サービスの実績30件の達成に努めた。

今年度、アドバイスサービスを実施した会員からの当協会への実績報告は、1件で、目標達成率は3.3%であった。

[4] 保護具アドバイザー派遣サービス及び保護具インストラクター派遣サービスの周知・PRに積極的に努めた。

イ 会員によるアドバイスサービスの実施および報告

(ア) アドバイスサービスの実施

公益社団法人の行う公益目的事業としての実績を確保するため、関係の各会員および非会員は、事業の目的、基本方針等を踏まえて、ガイドラインおよび保護具法令ガイドを活用し、自己に所属する保護具アドバイザー及び保護具シニア・

アドバイザーによるアドバイスサービス(事業場訪問時アドバイスサービス及び
自社店舗内アドバイスサービス)を実施するよう努めた。

(イ) アドバイスサービスの実績の管理および報告

関係の各会員及び非会員においては、保護具アドバイザーの行ったアドバイス
サービスの実績を管理するとともに、その実施結果を当協会に報告するよう
努めた。

今年度における会員によるアドバイスサービスの実施及び報告によると、会
員別の実施件数は、次のとおりである。

[1] 中央労働災害防止協会 1 件

ウ 当協会及び会員による保護具アドバイザー派遣サービスの推進

「アドバイスサービスの実施の促進に関する規則」に基づき、上記の「ア 今
年度の目標」を踏まえ、保護具アドバイザー派遣の積極的な実施に努めた。

エ 当協会及び会員による保護具インストラクター派遣サービスの実施

地方公共団体、国の機関、企業その他これらに準ずるものが行う研修、講習等
に対し保護具等に関する講義、実演等の依頼が当協会にあった場合には、アドバ
イスサービスの一環である公益サービスとして、保護具インストラクターである
者又はそのチーム(保護具アドバイザーである者を含む。)の派遣によるアドバ
イスサービス(以下「インストラクター派遣サービス」という。)を実施した。

インストラクター派遣サービスの料金は、受益者負担とし、かつ、そのサービ
スの実施が当協会の会員及び非会員のいずれのものによるかを問わず、これまで
当協会の収入としていたが、2023年5月12日開催の理事会において「アドバ
イスサービスの実施の促進に関する規則」の改正を行い、その一部については、
当協会から派遣された保護具インストラクターの所属企業等に支払うこととし、
その支払いを行った。

なお、利用者が支払った交通費、旅費・宿泊費は、これまで通り派遣された保
護具アドバイザーの所属企業等に支払った。

今年度におけるインストラクター派遣サービスの実績は、次のとおりであった。

- a 2024年4月3日及び4月4日 保護具インストラクター2名が、中央労
働災害防止協会大阪安全衛生教育センターで墜落制止用器具についての講義を
行った。

※ 同センターで同様の講義を他に6回実施した。

- b 2024年4月15日 保護具インストラクター3名が労働大学校からの依
頼に基づき、令和6年度労働基準監督官(安全衛生業務基礎)研修で呼吸用保
護具、保護めがね、化学防護手袋及び化学防護服などの座学と実技を実施した。

※ 同学校で同様な講義を他に 3 回実施した。

- c 2024 年 4 月 18 日 保護具インストラクター 1 名が、建設業労働災害防止協会研修室で「熱中症対策用保安用品」についての講義を行った。建設業労働災害防止協会と同様な講義を他に 2 回実施した。

- d 2024 年 4 月 18 日 保護具インストラクター 2 名が、中央労働災害防止協会主催のマスクフィットテスト従事者養成研修で防じんマスク及び定性的フィットテストの講義を行った。

※ 複数のセンターで同様な講義を他に 2 2 回実施した。

- e 2024 年 5 月 7 日及び 5 月 8 日 保護具インストラクター 2 名が、中央労働災害防止協会東京安全衛生教育センターで墜落制止用器具についての講義を行った。

※ 同センターで同様の講義を他に 4 回実施した。

- f 2024 年 5 月 10 日 保護具インストラクター 2 名が GIA Tokyo 合同会社を訪問し、化学物質に関係する保護めがね、呼吸用保護具、化学防護手袋及び化学防護服について講習を実施した。

- g 2024 年 5 月 17 日 保護具インストラクター 1 名が、愛知労働基準協会主催マスクフィットテスト従事者養成研修で「学科教育 90 分」の講義を行った。

※同協会で同様な講義を他に 4 回実施した。

- h 2024 年 5 月 30 日 保護具インストラクター 6 名が労働大学校からの依頼に基づき、新任労働基準監督官（前期）研修で呼吸用保護具の座学と実技を行った。

※ 同学校で同様な講義を他に 1 回実施した。

- i 2024 年 5 月 31 日 保護具インストラクター 7 名が労働大学校からの依頼に基づき、新任労働基準監督官（前期）研修で墜落制止用器具特別教育カリキュラムに基づき、座学と実技を実施した。

※ 同学校で同様な講義を他に 1 回実施した。

- j 2024 年 7 月 11 日 保護具インストラクター 2 名が、経済産業省主催の研修会で安全衛生保護具全般（保護帽、墜落制止用器具、保護めがね及び安全靴）及び呼吸用保護具についての講義を行った。

- k 2024 年 7 月 1 日～2 日 保護具インストラクター 1 名が一般社団法人

全国登録教習機関協会が主催する研修の中で墜落制止用器具に関する講義を行った。

※ 同様な講義を他に1回実施した。

- l 2024年7月30日 保護具インストラクター1名が大和リース株式会社が主催する保護具着用管理者養成研修の中で保護めがね、呼吸用保護具、化学防護手袋及び化学防護服に関する実技及び災害事例の講義を行った。

※ 同様な講義を他に8回実施した。

- m 2024年9月19日 保護具インストラクター2名が、中災防東北安全衛生サービスセンター主催の除染等業務特別教育のうち、保護具に関する講義を行った。

※ 同研修を他に3回実施した。

- n 2024年10月9日 保護具インストラクター1名が、(株)東京ビッグサイト主催の「危機管理産業展2024」の危機管理セミナーの中で、保護具着用管理責任者についての講義を行った。

- o 2024年11月6日 保護具インストラクター1名が、山口県医師会で化学物質取扱時の保護具についての講習を行った。

- p 2024年12月9日 保護具インストラクター2名が、テクノヒル株式会社の講師に対し、呼吸用保護具及び定量的フィットテストの実施に関する講義を行った。

- q 2024年12月11日 保護具インストラクター1名が、第一工業製薬株式会社を訪問して呼吸用保護具を中心に保護めがね、化学防護手袋及び化学防護服などの化学物質取扱時に関係する保護具について講義を行った。

- r 2024年12月23日 保護具インストラクター2名が、テクノヒル株式会社が主催する「2024年度 講習会 粉じんばく露防止対策(指導者向け)」の中で、定量機器を用いながら面体と顔面の密着性について説明し、参加者が、電動ファン付き呼吸用保護具や防じんマスクなどを用いて実技を行った。

※ 同様な講義を他に1回実施した。

- s 2025年1月24日 保護具インストラクター1名が、テクノヒル株式会社が主催する「2024年度 講習会 粉じんばく露防止対策(一般従事者向け)」の中で、定量機器を用いながら面体と顔面の密着性について説明した。

- t 2025年1月28日 保護具インストラクター2名が、富山労働局主催の

「技術研修」の中で、呼吸用保護具のマスクフィットテストについて講義と定量的フィットテスト機及び定性的フィットテストキットを用いて実技を実施した。

u 2025年1月28日 保護具インストラクター1名が、東京労働局主催の「化学物質管理強調月間説明会」の中で、呼吸用保護具（防毒マスク）及び化学防護手袋について講義を行った。

v 2025年2月18日 保護具インストラクター1名が、東京労働局主催の「安全衛生部配置職員研修」の中で、電動ファン付き呼吸用保護具の保守管理などの講義及び定量的フィットテスト・定性的フィットテストの実技を行った。

w 2025年2月19日 保護具インストラクター3名が、産業医科大学主催の「認定産業医研修会東京集中講座」の中で、保護具全般（保護帽、保護めがね、保護手袋、防護服、墜落制止用器具及び安全靴等）及び呼吸用保護具の講義を行った。

x 2025年3月14日 保護具インストラクター1名が、日本スポーツ健康科学会主催の熱中症予防指導士養成研修の中で、保護帽や電動ファン付き呼吸用保護具の内容を含めた熱中症対策用品について講義を行った。

第4 収益事業の積極的推進

1 放射線安全技術講習会（放射線取扱主任者試験受験対策セミナー）の開催

今年度は、第2種放射線取扱主任者試験受験対策セミナーを6月18日～6月21日に開催し、定員30名に対して受講者数は16名で、昨年度より4名減となった。なお、今年度の試験合格率は、21.9%（昨年度12.9%）であった。

2 図書の販売

（1）「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」（改訂版）の販売促進

「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」については、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱」の一部の改正を受け、2022年度に改訂を行ったので、引き続きその改訂版の販売促進に努めた。

その結果、2024年度の有償販売は、1月末現在で52冊を販売したが、在庫がなくなり販売を終了した。

（2）「保護具ポケットブック」の販売

2016年度に3000冊、2020年度に改訂第2版を1500冊、2024年度2月に改訂3版として2000冊の追加印刷を行った。2025年3月末までに有償と無償を合わせて合計4,818冊を販売した。

（3）「呼吸用保護具フィットテスト実施マニュアル」の販売

2020年度の呼吸用保護具フィットテスト実施マニュアル等検討委員会において原稿作成を行った「呼吸用保護具フィットテスト実施マニュアル」について、2021年5月に編集作業を終え、3,000冊の印刷を行った。

翌月6月より販売を開始して、2022年度5月、1月、2023年度11月に各3,000冊を増刷し、2025年3月末までに合計11,348冊を販売した。

(4) 「保護具着用管理責任者教育テキスト」の販売

2023年5月26日に保護具着用管理責任者教育テキストを出版し、2025年3月末までに合計109,967冊を販売した。

なお、2024年3月14日開催の理事会において、新たに「出版販売事業に係る原稿作成協力謝金の支払規程」を制定し、当協会出版物の原稿作成に協力した団体等に対しては、協力謝金を支払うことができることとした。これを受けて、2024年度についても2023年度と同様に理事会の承認を得て、当該テキストの原稿作成協力団体4団体（日本呼吸用保護具工業会、日本保護眼鏡工業会、日本防護手袋研究会、一般社団法人日本防護服協議会）に謝金を支払った。

第5 その他の事業

1 個人線量計測定技術評価事業の実施

本事業においては、放射線による個人被ばく線量の測定サービスを実施している測定機関に対して、測定精度試験に基づく評価結果により適切な指導を行ってきたところである。これは、大変有意義なものであること等を踏まえ、引き続き、適切な実施に努めることとした。

7月16日に個人線量計測定技術評価委員会第1回WG、8月26日に第1回個人線量計測定技術評価委員会を開催し、今年度の試験条件を決定した。

個人線量計の照射試験を依頼する放射線計測協会のエックス線照射装置が故障のため、エックス線照射試験を日本品質保証機構に依頼することになった。その他の放射線照射試験については従来通り放射線計測協会に依頼することになった。

放射線の照射試験を実施した後、第2回WGを2025年2月17日に開催し、評価を行った結果、試験結果に問題は見られなかった。また、第2回委員会を2025年3月27日に開催し報告書を確定した。

2 安全見学会の実施

今年度においては、安全見学会の実施は見送ることとした。

3 当協会の維持会員等である保護具等工業会等に対する支援

当協会の行う公益目的事業は、当協会が統括的な活動を担う一方、当協会の維持会員等である保護具等工業会等は関係の保護具等の技術等についての具体的な活動に当たることにより、両者一体となって実施しているので、保護具等工業会等のうち運営、活動面で当協会の支援を必要とするものに対しては、当協会が引き続き支援を行った。

また、当協会が支援した保護具工業会等からは、支援に係る経費の一部について負担いただいた。

支援対象である保護具等工業会等一覧	
(1) 一般社団法人日本ヘルメット工業会 (2) 日本安全靴工業会 (3) 産業用ガス検知警報器工業会 (4) 日本呼吸用保護具工業会 (5) 日本安全帯研究会	(6) 日本プロテクティブスニーカー協会 (7) 日本労働災害防止推進会 (8) 建設業労働災害防止協進会 (9) 日本聴力保護研究会 (10) 日本防護手袋研究会

(注) (1)～(6)並びに(9)及び(10)は当協会維持会員で、(7)及び(8)は当協会の賛助会員である。

第6 広報事業の推進

1 月刊機関誌「セイフティダイジェスト」の発行

(1) 月刊機関誌「セイフティダイジェスト」において、当協会が公益社団法人として行う6つの公益目的事業等の今年度における実施状況等に関する記事等を掲載することにより、これらの公益目的事業の関係者に対する周知とともに、その適切な実施に必要な情報の入手等に努めた。

(2) 「セイフティダイジェスト」の構成および内容について、6つの公益目的事業等の周知および推進のための機関誌としてより相応しいものとなるよう、編集委員会の運営を通じて、それらの充実に努めた。

(3) 月例のセイフティダイジェスト編集専門委員会は予定どおり12回開催した。

また、化学物質の自律管理における保護具の選択・使用・保守等に関する情報を中心に掲載し、安全衛生保護具の普及・啓発に努めた。

(4) 広報委員会ならびにSDワーキンググループの会議は各2回開催した。2023年度から広告を全面カラー化し、2024年度からは原稿執筆料を値上げ(6,000円/頁)することとした。

2 ホームページの活用

(1) 当協会が公益社団法人として行う6つの公益目的事業に関する情報について、ホームページを通じて迅速に関係者に提供することにより、これらの事業の周知に努めた。

(2) 当協会の事業活動、運営全般、行政情報、各種情報の提供について、ホームペー

ジを通じて迅速に関係者に提供するとともに、更なる内容の充実を図ることにより必要な情報開示に努めた。特に、厚生労働省、経済産業省などからの通知文書はホームページ「行政からのご案内」に掲載するとともに、全会員の担当者あてに「(公社)日本保安用品協会からのお知らせ」としてメール配信を継続した。

第7 会員の確保および入会促進等

1 会員の確保及び入会促進

2024年度は普通会员及び賛助会員の入退会は無かったが、賛助会員のうち5社（うち4社が特例賛助会員）が退会した。これにより、賛助会員数は5社、特例賛助会員は4社減少し、84社と58社となった。

また、法人法上の会員数も5社減少して、合計141社となった。

2 会員数及びその増減

本年度末（2025年3月末）の会員数及びその増減は以下のとおりとなった。

会員区分	2024年3月末	2025年3月末	増減
普通会员	45	45	0
維持会員	12	12	0
賛助会員	89	84	△5
うち特例賛助会員	62	58	△4
法人法上会員計	146	141	△5
特別会員	30	28	△2
名誉会員	9	7	△2
合計	185	176	△9

3 普通会员に対するサービスの向上

2023年度から特例賛助会員制度に関する検討が理事会で行われ、2024年10月17日に開催された理事会では、定款上、当分の間となっている特例賛助会員制度について、現状ではいつまでに廃止するようなことは定めず、普通会员に対するサービス向上に努めることとなった。

これを受けて、2025年3月13日に開催された理事会において、普通会员については、総会懇親会や新年賀詞交換会の参加費用を1名まで無料とし、また、協会主催の講習会受講料や書籍販売金額をこれまで以上に割引することとなった。

一方、特例賛助会員でありながら保護具アドバイザーの登録を行っている職員等がない会員については、2024年8月に可能な限り速やかに保護具アドバイザー養成講習を受講し、保護具アドバイザーの登録を行うよう会長名で要請を行った。

第8 会議の開催、行事の実施

1 会議の開催

諸会議、各委員会については、以下のとおり開催した。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部、リモート（Web）併用で開催した。

（１）諸会議

ア 定時総会 １回

回数等	開催日	備考（開催方法等）
定時	2024 年 6 月 13 日（木）	

イ 理事会 ３回

回数等	開催日	備考（開催方法等）
第１回	2024 年 5 月 16 日（木）	リモート（Web）併用開催
第２回	2024 年 10 月 17 日（木）	リモート（Web）併用開催
第３回	2025 年 3 月 13 日（木）	リモート（Web）併用開催

ウ 会長・副会長会議 ２回

回数等	開催日	備考（開催方法等）
第１回	2024 年 9 月 13 日（金）	
第２回	2025 年 3 月 4 日（火）	

エ 運営会議 ２回

回数等	開催日	備考（開催方法等）
第１回	2024 年 9 月 13 日（金）	リモート（Web）併用開催
第２回	2025 年 3 月 4 日（火）	リモート（Web）併用開催

（２）常設委員会

ア 財務委員会 開催なし

イ 内部監査委員会 ２回

回数等	開催日	備考（開催方法等）
第１回	2024 年 4 月 22 日（月）	
第２回	2024 年 10 月 21 日（月）	

ウ 総務委員会 開催なし

エ 事業推進委員会 開催なし

オ 広報委員会 ２回

回数等	開催日	備考（開催方法等）
-----	-----	-----------

第1回	2024年8月1日（水）	
第2回	2024年12月5日（木）	

（ア）広報委員会SDワーキンググループ 2回

回数等	開催日	備考（開催方法等）
第1回	2024年6月11日（火）	
第2回	2024年11月7日（木）	

（イ）広報委員会編集専門委員会 12回

回数等	開催日	備考（開催方法等）
第1回	2024年4月9日（火）	
第2回	2024年5月9日（木）	
第3回	2024年6月11日（火）	
第4回	2024年7月3日（水）	
第5回	2024年8月1日（木）	
第6回	2024年9月2日（月）	
第7回	2024年10月8日（火）	
第8回	2024年11月7日（木）	
第9回	2024年12月5日（木）	
第10回	2025年1月15日（水）	
第11回	2025年2月5日（水）	
第12回	2025年3月7日（金）	

2 行事の実施

（1）賀詞交歓会の開催

2025年1月14日（火）に「東天紅」上野店において、新年賀詞交歓会を開催した。なお、参加者は来賓21名を含む合計116名だった。

第9 適切な管理・運営の実施

〔1〕2023年5月に出版、販売を開始した「保護具着用管理責任者教育テキスト」の販売額が非常に多額になったことにより、2024年度は、当協会の遊休財産額がその保有上限を超過して公益社団法人としての不適合状態となった。このため、2025年度から海外の保護具の開発状況、保護具等展示会の状況等を調査する調査団を派遣することとし、そのための資金として2025年3月末に8,400万円の公益充実資金（2025年4月からこれまでの特定費用準備資金が公益充実資金に改正予定）の積立を行った。

〔2〕平成18年度に会長が定めた事務処理実施要領および日常経理処理実施要領（平成21年4月改正）に沿った適正な事務および経理の処理に努めた。

〔3〕適正な監査の実施を継続するとともに、情報開示の適正性を更に高めるよう努めた。

〔4〕受入出向者の交代等にもとない業務分担の見直し等を適宜実施し業務体制、活動の強化を図った。